

文部科学大臣 様

実験・実習教育の充実と「実習助手」制度改革を求める署名

子どもたちにとって必要な基礎学力や科学的認識、体験あるいは体感によって技術や技能を身につけることは重要なことです。充実した実験・実習教育がおこなわれることは、子どもたちの探究心、思考力、判断力、豊かな表現力を養うために必要不可欠なことであり、学校での実験・実習教育が果たす役割は大きなものとなっています。また、改訂学習指導要領による観点別評価の導入により、実験・実習の授業が増加している現状があります。

しかし今、実験・実習教育に関する施設・設備を始め、授業に必要とされる実験装置や器具などを整備、更新するための教育予算が十分に保障されていない状況となっています。また、実習教員は教諭と協力して実験・実習教育に携わっていますが、実習教員の新規採用が低迷しているため、専門職としての経験や知識の蓄積、技術の継承に困難をきたしている現状があります。

実習教員は教育職であり、現行制度の下において文部科学省は「実習助手は必要な職種」と回答しているにもかかわらず、学校現場では補助的業務に位置づけられ、子どもたちの教育活動に携わる上で様々な制約をかけられています。これらの矛盾を解消するためにも、現行の「実習助手」制度を改善する必要があります。

私たちは以上の観点に立ち、どの子にも充実した実験・実習教育がおこなわれるよう、下記事項の実現を強く要請します。

記

- 一、実験・実習教育実現のため、高等学校設置基準及び特別支援学校設置基準の「・・・必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする」規定を、「置かなければならない」にすること。
- 一、実験・実習を伴う全ての教科で、実験・実習が少人数（グループ単位）でおこなえるよう、「実習助手」も含めて教員全体の「標準法」を改善すること。
- 一、実験・実習のための予算整備、及び施設・設備を整備すること。
- 一、学校教育法第60条4項の「実習助手」の職名を「助手」ではなく「教諭」を含む職名に改正すること。
- 一、教員免許法認定講習等により高等学校一種免許状を取得した「実習助手」の「教諭」任用を促進するよう、各都道府県委員会に促すこと。
- 一、「実習助手」制度を見直し、教諭一元化すること。そのため、学校教育法、高等学校設置基準、高校標準法など、関連諸法規の改正をおこない、職種間で起こっている矛盾をなくし、共同した学校づくり・教育活動ができるようにすること。

氏名（フルネーム）	住所（〇〇県△△市□□町 1-2-3 ←番地までお書きください）

* 上記個人情報は、文部科学省へ提出する以外には使用しません。

2023年1月31日締切

取り扱い団体 **全日本教職員組合・教組共闘連絡会・全国高校組織懇談会**

()

教育予算増額による実験・実習教育の充実と 「実習助手」制度改革の実現を求めて！！

子どもたちの学びで、基礎学力や科学的認識、技術・技能を身につけることは、とても大切なことです。そのためには、教室での座学だけでなく、実験・実習の授業を通じて体感することにより、科学的な物質観、思考力、判断力、表現力を養うことも欠かすことができない大切な教育です。

子どもたちにゆきとどいた実験・実習教育をおこなうためには、教育予算の増額、教職員を増やす、教員間の矛盾をなくすなど教育条件の整備が必要です。



実験・実習予算増を

国による十分な教育予算が保障されていないために、いま学校現場では、ゆきとどいた実験・実習教育をおこなうために必要不可欠な、施設・設備の更新、修繕等がすすんでいません。

壊れたら修繕もできない古い機械で実習をしている現状もあります。

私たち教職員は限られた予算の中で、教育の質の低下を招かないようにするため、創意工夫を凝らし最大限の努力をしていますが、それには限界があります。

教育の格差を解消するためにも国の教育予算を大幅に増額し、実験・実習にかかわる施設・設備を充実させることが求められています。

先生増で教育充実を

実習教員 1名の学校では複数の教科にわたって兼務を強いられ、実習教員としての技術の伝承や、仕事の引き継ぎもできません。

長時間過密労働などで、実験・実習の準備や指導に十分な時間を確保できず、子どもたちに安全・安心な授業と、ゆきとどいた実験・実習をおこなうことができずにいる学校もあります。実験・実習教育の後退が深刻になっています。

実験・実習は教員の複数指導が望ましく、教諭や実習教員を増員することが急務です。

学校現場は現行「実習助手」制度下で矛盾だらけ

- ・同じ先生なのに、やれる仕事とやれない仕事がある実習教員
- ・教諭と実習教員の組み合わせで専門の授業が担当できない実習教員
- ・「実習助手」というだけで学校中の雑用を押しつけられている実習教員
- ・外部部活動指導員は部活動引率ができるのに、部活動引率できない実習教員
- ・試験の監督割を頼まれても、自分が監督できずに困っている実習教員(図説)

「実習助手」制度を見直し教諭一元化を

私たち全教実習教員部は、将来的に、このような職種間で起こっている矛盾をなくし、共同した学校づくり・教育活動ができるよう、「実習助手」制度改革として、段階的に、「現在の『教諭定数』と『実習助手定数』を合わせて、新しい『教諭定数』にする」こと等も含め、教諭一元化をめざしています。

全日本教職員組合 実習教員部

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館

Tel: 03-5211-0123 Fax: 03-5211-0124

<http://www.zenkyo.jp>